

回 答 書

番号 5 山根 祐二 議員

質問事項 1 期日前投票について

「期日前投票について」です。

選挙は、公職選挙法第44条で「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」と定められており、選挙期日、いわゆる投票日に投票所において投票する、「投票日当日 投票所投票主義」を原則としています。

期日前投票制度は、その例外として、同法第48条の2で、「選挙の当日に投票所に出向くことが出来ない事由に該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。」と定められ、選挙期日前でも、選挙期日と同じく投票用紙を直接投票箱に投票できる制度です。

本市の期日前投票所につきましては、これまで、市役所本庁舎1ヶ所のみで実施しており、前回の市議会議員選挙、平成29年10月の衆議院議員選挙では台風接近という要因もあり、長時間の待ち時間が発生いたしました。この時の課題を含め、選挙における様々な課題について、御意見や御指摘をいただき、その中で、期日前投票所については、「システムの導入をし、併せて増設も同時に実施したい」と回答しています。

まず「本年11月の防府市議会議員選挙の期日前投票所について」です。

期日前投票所を増設するためには、二重投票を防止するために「期日前投票システム」の導入が必要となります。その導入を図るために、現在、県内5市2町共同による「やまぐち自治体クラ

ウド基幹系業務システム」の中で、作業を進めており、本年7月にシステムを稼働する予定です。これにより、期日前投票所の増設が可能となり、11月の市議会議員選挙から期日前投票所を現在の市役所本庁に加え新たに1カ所増設したいと考えています。

また、本システムの導入により本庁においても、受付時の名簿照合に要する時間の短縮が見込まれることから、期日前投票時の待ち時間の短縮につながるものと考えています。

次に「本年衆議院議員選挙が実施された場合の期日前投票所設置について」です。

11月の防府市議会議員選挙での期日前投票所増設に向けて、万全を期すため、7月のシステム稼働後に、システムの動作確認、通信環境の構築、マニュアルの作成などが必要であることから、期日前投票所の増設は、あくまでも11月の市議会議員選挙からの実施とし、それまでの選挙につきましては現状の形での期日前投票となります。

なお、市議会議員選挙以降の選挙につきましては、市議会議員選挙と同様の期日前投票所を設置いたします。

(担当部署：選挙管理委員会事務局)